

5井教学第2号
井手小学校児童トイレ改修工事

特記仕様書

令和5年6月

井手町教育委員会学校教育課

特記仕様書

1. 工事名 井手小学校児童トイレ改修工事
2. 工事場所 綴喜郡井手町大字井手小字野神地内
3. 工事期間 契約日の翌日から令和5年8月31日
ただし、令和5年8月28日以降の使用を可能とすること。
4. 工事概要 井手小学校児童トイレ改修
5. 適用範囲
 - 1) 本仕様書は、令和5年度 5井教学第2号 井手小学校児童トイレ改修工事の特記仕様書である。なお、この仕様書で指示していないものについては、公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（R4年版）によるものとする。
 - 2) 設計図書、仕様書及び本仕様書に明記されていない事項であっても工事遂行上当然必要な事項は監督職員の指示にしたがい、請負者の負担により施工しなければならない。
6. 一般的事項
 - 1) 工事の施工に当たっては、諸法令を遵守するとともに地元の関係機関に対し詳細な施工計画をもって請負者が協議し、調整を図るものとする。
 - 2) 本工事の工期は、作業期間内の雨天日（降水、降雪）、日曜日、祝日、夏期休暇及び全土曜日を見込んでいる。
 - 3) 本工事の施工に当たっては、請負契約書第10条に基づく現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任しなければならない。
 - 4) 請負者は、必要に応じて、監督職員の指示により、国土交通省令に従い、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出しなければならない。
 - 5) 請負者は、工事の施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
 - 6) 工事中の排水については、関係者と十分協議のうえ必要な措置を講じるものとする。

- 7) 工事による振動・騒音等により、周辺家屋等へ影響がないよう十分注意し施工しなければならない。
- 8) 工事の施工に先立ち施工計画書を、監督職員に提出すること。
- 9) 請負者は、盛土後に有害な沈下が起こらないよう入念に施工すること。
施工箇所が沈下した場合は、請負者の責任においてすみやかに復旧すること。
- 10) 請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を使用し適正な処理を行うこと。
また、産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と処理委託料を記載した「処理委託契約書」により委託契約を行うこと。
- 11) 請負者は、建設副産物適正処理推進要綱に基づき、「建設リサイクルガイドライン」に定められた様式（再生資源利用【促進】計画書・実施書）を工事着手前と工事完成後に提出するものとする。
なお、計画書は施工計画書提出時、実施書は工事完成時に提出するものとする。
- 12) 請負者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、運搬車両に廃棄物運搬車両であることを表示し、運搬内容が記載された書面を備え付けるものとする。表示内容等については、監督職員の指示に従うものとする。また、工事完成時に、運搬車両への表示状況が確認できる写真を提出するものとする。
- 13) 法定福利分の現場従業員及び現場労務者に関する、労働保険成立証明書を提出するものとする。
- 14) 請負者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結時に提出するものとする。また、現場事務所、工事現場の出入口等の見やすい場所に標識を掲示しなければならない。
- 15) 請負者は、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、適宜登録機関に登録申請しなければならない。
- 16) 請負者は、隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信施設等の工事及び地方公共団体が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。
- 17) 法定外の労働保険の付保
本工事において、請負者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第 35 号）に基づき、公共工事等に従

事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）に付すること。

7. 施工条件事項

- 1) 工事に伴う通行規制については必要最小限とし、十分な調整を行ったうえ計画を立て、監督職員の承諾を得て所定の手続きを講じること。また、合わせて交通管理図を作成し提出すること。
また、夜間の照明やバリケード等の設置については、施工状況に合わせて十分な管理を行うこと。
- 2) 請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、標示板を設置しなければならない。
標示板は、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」に準じて作成するものとし、別紙（別紙-1～3）を参照すること。
- 3) 請負者は、設計図書に従って、工事の施工について監督職員の立会にあたっては、あらかじめ立会に係わる事項（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に報告しなければならない。
- 4) 工事車両の出入りに際しては、車両・歩行者の通行に支障なきよう常に配慮し、交通の安全に努めること。
- 5) 工事に伴う苦情や損傷に対しては、請負者が責任をもって対応し、さらには措置するものであること。その内容については、監督職員に速やかに報告すること。
- 6) 使用材料等については、事前に必要書籍を提出し、監督職員の承諾を得たうえで使用すること。
- 7) 工事施工にあたっては、地元関係者及び関係機関と十分協議を行い、トラブルのないよう配慮すること。

8. 施工に伴う特記事項

- 1) 施工期間は、学校夏季休業期間とし、夏季休業期間中であっても放課後児童クラブは開設しているため、児童等の安全を優先したうえで、より効率の良い方法で施工すること。
- 2) 作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。作業日については、学校と十分調整のうえ、事前に監督職員の承諾を受けること。
ただし、やむを得ず午後5時以降に作業を行う必要がある場合には、事前に協議し、監督職員の承諾を受けること。
- 3) 機器の搬入については、搬入経路を検討し学校業務に支障が生じないように

に計画すること。エレベーターはなし。

- 4) 各工程に先立ち施工計画を作成し、監督職員の承諾を得ること。低電等を伴う作業を行う場合は、事前に監督職員と協議し、許可を得てから行うこと。